

学生生活

《これだけは知っておきたい》

《学生生活を送るうえでの注意》

《学生生活充実のために》

これだけは知っておきたい

1. 学籍の確認

1. 1 学生証(身分証明書)

学生証は、埼玉工業大学の学生であることの身分を証明するものです。

学生証は、常に携帯してください。授業の出席確認や定期試験には学生証を呈示しなければなりません。忘れた場合には、26号館1階に設置されている証明書自動発行機で「仮学生証」の発行を受けてください。「仮学生証」は発行日に限り有効です。

1. 2 学生証の交付と更新

新入生の学生証は、入学式終了後の「入学手続き時」に交付します。

在学学生は、毎年4月初めのオリエンテーション期間内に必ず更新手続きをしてください。

1. 3 学生証の再発行

学生証を紛失または破損してしまった場合は、直ちに再発行の手続き(再発行料: 2,000円)をしてください。なお、再発行後に古い学生証が見つかった場合は、学務課に必ず返却してください。

1. 4 学生証の返却

修了の場合は、学位記授与式後に返却してください。

退学、除籍の場合は、直ちに学務課に返却してください。

1. 5 身上の異動に伴う届出

学生本人または保証人の身上に変更(住所変更・保証人変更・改姓など)が生じた場合は、速やかに学務課にて手続きを行ってください。

これらの情報は、保証人および学生への通知や連絡、万一の場合の緊急連絡等に使用する重要事項となります。

大学からの文書による通知等は、大学に届出されている住所宛に送付しますので、変更が生じた際には、必ず速やかに手続きをお願いします。

2. 傷害保険・損害賠償保険について

2. 1 学生教育研究災害傷害保険・学研災付帯賠償責任保険(全員加入)

本学では、学生全員が公益財団法人 日本国際教育支援協会の「学生教育研究災害傷害保険」及び「学研災付帯賠償責任保険」に加入しています。

事故が発生したら、速やかに学務課に連絡し、事故報告書を提出してください。なお、入院・通院の領収書を必ず保管しておいてください。保険金請求の手続きに必要となります。

保険の詳細については、「加入者のしおり」を参照してください。

その他、質問等があれば学務課まで問い合わせてください。

1. 保険の対象となる活動の種別と保険金額

【学生教育研究災害傷害保険】

下表の活動中に傷害事故が発生した場合、保険の対象となります。

保険の対象となる活動の種別	保険金額および保険の対象となる治療日数	入院加算金	
・ 正課中 ・ 学校行事中	死 亡	2,000 万円	入院 1 日につき 4000 円 (180 日限度)
	後遺傷害	120 万円～3,000 万円	
	医 療	3,000 円～30 万円	
	治療日数	通院 1 日目から補償	
・ 通学中 ・ 学校施設等相互間の移動中 ・ 上記以外で学校施設内にいる間	死 亡	1,000 万円	
	後遺傷害	60 万円～1,500 万円	
	医 療	6,000 円～30 万円	
	治療日数	通院 4 日目から補償	
・ 学校施設内外を問わず、課外活動中	死 亡	1,000 万円	
	後遺傷害	60 万円～1,500 万円	
	医 療	3 万円～30 万円	
	治療日数	通院 14 日目から補償	

※治療日数は、実際に入院または通院した日数をいいます。

※入院加算金は、いずれの活動種別においても入院 1 日目から支払われます。

【学研災付帯賠償責任保険】

下表の活動中に他人にけがを負わせたり、他人の財物を損壊した場合、保険の対象となります。

保険の対象となる活動の種別	保険金額
・ 正課中 ・ 学校行事中 ・ 通学中、学校施設等相互間の移動中（徒歩・自転車・公共交通機関に限る） ・ インターンシップ、介護体験活動、教育実習、ボランティア活動	対人賠償と対物賠償合わせて 1 事故につき 1 億円（免責金額 0 円）

2. 保険金が支払われない場合

大学に届出のない課外活動、故意、自殺、犯罪行為、疾病(急性アルコール中毒を含む)、地震、噴火、津波、無資格・酒気帯び運転、大学が禁じた行為・時間・場所の他、山岳登山、スカイダイビング等、これらに類する危険度の高い課外活動

2. 2 傷病見舞金制度

課外活動中の事故により、学生が医師の診療を受け、「学生教育研究災害傷害保険」では保険金が支払われない通院日数が 4 日から 13 日までの場合、以下のとおり見舞金を贈ります。

通院日数 4 日から 7 日まで 5,000 円

通院日数 8 日から 13 日まで 10,000 円

2. 3 学研災付帯学生生活総合保険(任意加入)

「学生教育研究災害傷害保険」加入者が(本学は全員加入)、任意で加入できる保険です。

学生生活を24時間365日補償し、けが・病気の治療費実費や個人賠償責任の補償等、学生生活全般をサポートします。通常料金の30%の割引があります。

本学では、「学研災付帯学生生活総合保険」への加入を推奨しています。

※ 加入プランによって補償内容・保険料が違いますので、パンフレットをご確認ください。

※ 入学後に加入する場合、保険料振込日の翌日から補償が開始されます。

1. 補償内容

- (1) 個人賠償責任(示談交渉サービス付)：学生本人が他人にけがをさせたり、他人の物を壊したりしたとき等、法律上の賠償責任を負った場合。自転車の事故も補償
- (2) 治療費用：学生本人が、けがや病気で入院または通院した場合(1日より補償)
- (3) 学生本人の死亡・後遺障害
- (4) 救済者費用等：学生本人が入院し、保護者が駆けつけた場合等
- (5) 育英・学資費用：扶養者が死亡もしくは重度後遺症を被った場合
- (6) 生活用財産(下宿限定)：学生本人が所有する家財が火災や盗難にあった場合
- (7) 借家人賠償責任(下宿限定)：家主に対して法律上の賠償責任を負った場合

2. 保険料(令和8年3月現在)

・ 自宅から通学する学生用(4年間) 42,970円～

・ 下宿の学生用(4年間) 48,960円～

【問い合わせ先】 保険屋さん 24 ☎0495-34-3737 Fax0495-34-3838

【引受保険会社】 東京海上日動火災保険株式会社 ☎048-521-4519 fax048-521-45

3. 緊急災害対応について

1. 地震発生時の対応

(1) 授業中や授業時間外の場合

大きな揺れを感じたら、すぐに机の下に隠れましょう。揺れが落ち着いたら、非常階段を使いグラウンドに避難しましょう。エレベーターは地震時に停止し、中に閉じ込められるおそれがあるので、使用しないでください。

避難時には、建物からの落下物に注意し立ち止まらず、カバン等で頭を守りながら行動しましょう。

(2) 在宅中や通学途中の場合

自宅では、第一に安全な場所に隠れましょう。また、まくらやクッション等で頭を守ってください。

バスや電車に乗っている最中に揺れを感じたら、急停車に備え、手すりやつり革にしっかりとつかまりましょう。また、停車しても勝手に非常コックを開けて車外に出たり、窓から飛び降りたりしてはいけません。必ず乗務員のアナウンスに従って行動しましょう。

自動車の運転中に揺れを感じても、あわてて急ブレーキをかけないようにしましょう。急ブレーキは追突事故の原因となってしまう。揺れを感じたらハザードランプを点灯させながらゆっくり移動し、車道の左側か空き地に停車してください。車から離れる時はキーをつけたまま下車し、ドアはロックしないでください。

2. 火災発生時の対応

(1) 普段から、非常口・非常階段・消火器・消火栓等の位置を確認しておいてください。

(2) 火災を発見したら非常ベルを押し、初期消火に努めてください。

(3) 非常時の場合は、構内放送にしたがって行動してください。なお、放送のない場合は、あわてずに安全な場所(グラウンド)に避難してください。この時、エレベーターは使用しないでください。

警戒宣言が発令された場合

警戒宣言とは

「2～3日(または数時間)以内にマグニチュード8程度の大地震が発生することが予想される」場合に、大規模地震対策特別措置法に基づき内閣総理大臣が発表するもので、「大規模な地震の発生に備えて、安全の確保や準備を行ってください」という指示です。

- ・宣言が発令された時点で全時限休講とします。
- ・構内放送により警戒宣言が発令されたことをお知らせします。
- ・地震の発生が数時間以内に予想される場合は、あわてずに安全な場所(グラウンド)へ避難してください。この時、エレベーターは使用しないでください。
- ・テレビやラジオ等で情報を収集し、安全な場所を確保するよう努めてください。
- ・警戒宣言が解除された場合は、通常授業を実施します。

学生生活を送るうえでの注意

1. ガイダンス

ガイダンスには、前・後期の履修に関するもの、就職に関するもの、ゼミナールに関するもの、教職課程に関するもの、奨学金に関するものなどがあります。いずれも重要なものですので、掲示やLiveCampusUによる期日などの案内に注意し、必ず出席してください。

2. 大学からの連絡

大学から学生の皆さんへの連絡は、掲示板、ホームページ及びLiveCampusUで行います。掲示により公開された事項は、すべて伝達されたものとします。

**通常の問い合わせについては、原則として電話による対応は行っていません。
問い合わせや相談が必要な場合は、学務課窓口にご来校ください。**

ただし、緊急時に限り、以下の電話番号で連絡を受け付けます。

学務課(学生関係)	TEL 048-585-6812
学務課(教務関係)	TEL 048-585-6813

災害等の非常時には、必ず大学へ連絡し、安否・所在・被害状況を伝えてください。

3. 通学定期乗車券

通学定期券を購入する際は、「学生証(通学証明書に相当)」を使用して購入してください。なお、学生証を使用して通学定期券を購入できない場合は、学務課へ申し出てください。

※ 以下の学生証では、通学定期券を購入できませんので、注意してください。

- ① 学生証裏面にシールが貼られていない。
- ② 学生証裏面にシールは貼られているが、当該年度のシールではない。
- ③ 学生証裏面に当該年度のシールは貼られているが、学籍番号・氏名・学年・現住所・通学区間が記入されていない。

**通学定期券の不正購入や不正使用は絶対にしないでください。
不正購入や不正使用した場合は、重い罰則を受けることになります。**

4. 学割証(学生旅客運賃割引証)

4. 1 学割証の利用条件

正課活動、課外活動、就職活動、帰省等のために遠距離で乗り物を利用する際、その乗車区間が片道 100km を超える場合は、学割証(学生旅客運賃割引証)を利用することができません。

4. 2 学割証の発行

26号館1階に設置されている証明書自動発行機で発行ができます。

4. 3 学割証利用の有効期間

学割証の有効期間は、発行日から3ヶ月間です。

5. 通学の方法

5. 1 スクールバスの利用

本学では、下記の各駅と大学間においてスクールバスを無料運行しています。運行時刻については、正門ロータリー内のスクールバス発着所に掲示します。また、本学のホームページでも確認ができます。

なお、運行時刻に変更・追加が生じた場合は、その都度ホームページで公開します。

1. 岡部駅(JR高崎線) ⇔ 大学(約5分)
2. 寄居駅(JR八高線・秩父鉄道・東武東上線) ⇔ 大学(約25分)
3. 森林公園駅(東武東上線) ⇔ 大学(約50分)
4. 伊勢崎駅(JR両毛線・東武伊勢崎線) ⇔ 大学(約50分)
5. 新伊勢崎駅(東武伊勢崎線) ⇔ 大学(約40分)
6. 世良田駅(東武伊勢崎線) ⇔ 大学(約30分)
7. 太田駅(東武伊勢崎線・桐生線・小泉線) ⇔ 大学(約50分)

5. 2 自動車・バイクによる車両通学

自動車・バイク等による通学を希望する学生については、車両登録を行っていることを条件として、車両通学許可証を発行し、学生駐車場の利用を認めています。

車両登録を行っていない学生には、車両通学及び学生駐車場の利用を許可しません。車両通学を希望する学生は、以下の条件を満たした場合に、車両登録を行うことができます。

1. 学内開催の交通安全講習会を受講していること。
2. 原則として、公共の交通機関を利用して通学することが困難と認められる学生であり、通学距離が片道4km以上であること。
3. 対人保険金額が8,000万円以上、対物保険金額が1,000万円以上、搭乗者保険金額が1,000万円以上或いは人身傷害の補償額が3,000万円以上、且つ、運転者の年齢条件が適用になっている任意自動車保険に加入していること。

なお、未登録の車両で通学している学生については、学則による処分(懲戒)を行うことがあります。

車両登録を行い、車両による通学を許可された学生は、安全運転と交通法規の遵守を心がけてください。通学に関わらず、万が一、誤って事故を起こした場合は、直ちに学務課[TEL 048-585-6812]へ連絡してください。

5. 3 車両登録の方法等について

以下の手順で車両登録を行ってください。

1. 「車両通学許可願」を提出する

車両通学を希望する新入生については、「車両通学許可願」と「任意自動車保険契約書写し(コピー)」を、入学手続き時に提出してもらいます。なお、入学手続き翌日以降の提出については、随時、学務課にて受け付けます。

2. 「交通安全講習会」を受講する

新入生オリエンテーション期間内に実施する「交通安全講習会」を受講してください。なお、新入生オリエンテーション期間内に「交通安全講習会」を受講できなかった車両通学希望者は、学務課に申し出てください。

※「車両通学許可願」を提出していなくても「交通安全講習会」は受講することができます。

3. 「車両通学許可証」を受け取る

LiveCampusUにて「車両通学許可証(バイク・原付はシール)」の配布時期をお知らせしますので、配布期間内に学務課で受け取ってください。

「車両通学許可証」の有効期限は、修了までを原則とします。乗用車の場合は、車両通学許可証を外から確認できるようにダッシュボードの上に置いてください。バイク・原付の場合は、シールを車両の目につく箇所へ貼付してください。

注 意

- ・ 車両登録を行っていないと、万が一、通学途中に車両で交通事故を起こしてしまっても、保険の申請に必要な通学認定ができません。
- ・ 車両登録は1人1台となります。車両登録の内容(車種、保険等)に変更が生じた場合は、速やかに学務課に申し出てください。

5. 4 学生駐車場・学生駐輪場

本学には、学生駐車場・学生駐輪場があります。ルールを守って事故のないよう利用してください。

駐車場の利用に当たっては、必ず、以下の学内ルールを守ってください。

1. 学生車両は、正門からの進入を禁止します。
 2. 学内においては、徐行運転を厳守してください。
 3. 大乗殿前は緊急車両の駐車スペースのため、学生は駐車禁止です。
 4. 21号館(図書館棟)前及び26号館(正智塔)北の駐車場は外来者・教職員専用のため学生は駐車禁止です。
 5. バイク・原付・自転車にて通学する学生は、学生駐車場/駐輪場を利用してください。
- ※ 学生駐車場・学生駐輪場で盗難及び事故が発生した場合、大学は一切の責任を負いませんので、利用する学生各自が注意をしてください。

「埼玉県自転車安全利用の促進に関する条例」により、自転車利用者等の自転車損害保険の加入義務化が規定されています。

県外から、埼玉県に移住した場合も条例の適用となります。

5. 5 交通事故が起こったときの対応等について

交通事故は、いつ何時起こるかわかりません。事故の大小にかかわらず、必ず学務課〔TEL 048-585-6812〕に連絡してください。

接触事故が発生したら、その場における当事者間の解決や口約束はせず、相手方には「今後のことについては、保険会社と相談しながら話を進めさせてください。」と伝えてください。

1. 交通事故が起こったときの対応

＜事故現場において＞

- (1) 負傷者がいる場合、負傷者を救護し、119番へ通報する。
- (2) 事故車両を他の交通の妨げにならない場所に移動させ、2次災害を防止する。
- (3) 警察(110番)へ通報する。
- (4) 相手方の情報を記録(メモ/写真等)する。
 - ・氏名、住所、連絡先(免許証等で確認)
 - ・車名、車両の色、車両登録番号(車検証等で確認)
 - ・怪我の有無(相手方に確認)
 - ・相手方の保険会社がかかる場合は、保険会社名、証券番号、連絡先
- (5) 事故現場・損傷状況を記録(メモ/写真等)する。
 - ・事故日時及び場所、道路形態、信号機の有無や色、標識の有無
 - ・双方の走行速度、停止位置、接触箇所、損傷状況
 - ・目撃者がいる場合は、目撃者の氏名、連絡先

＜事故現場での対応が落ち着いたら速やかに＞

- (6) 加入している任意保険会社へ連絡する。
- (7) 学務課へ連絡し、事故報告書を提出する。

2. 事故を起こさない安全走行のポイント

- (1) 安全速度を必ず守る
- (2) 飲酒運転は絶対にしない
- (3) 運転中にスマートフォンや携帯電話等を使用しない
- (4) 十分な車間距離をとる
- (5) カーブの手前では十分速度を落とす
- (6) 交差点では必ず安全を確かめる
- (7) 横断歩道手前では減速、歩行者がいる場合は停止する
- (8) 薄暗くなったら早めにライトを点灯する
- (9) 睡眠不足など、体調がすぐれないときは運転しない
- (10) 長距離を運転するときは、定期的な休憩をとる
- (11) 自分の運転技術を過信しない

6. 学生食堂

※ 掲載している営業時間は、通常の営業時間です。時期や行事の有無によって営業時間が変更されますので、詳しくは毎月掲示される「食堂営業予定表」を確認してください。

6. 1 大食堂

[営業時間 10:30～14:00]

大食堂は、22号館1階で営業しています。各種ランチ定食・カレー・ラーメン・うどん・そば・弁当やおにぎりなどが一般価格より安く提供されています。

6. 2 カフェ・ロータス

[営業時間 8:30～16:00]

カフェ・ロータスは、31号館で営業しています。朝食(100円～※数量限定)をはじめ各種定食やカレー等が食べられます。1階は76席あり誰でも利用することができます。屋外のテラスにも20席あります。2階は女性専用のフロアーになっています。28席のほかパウダーコーナー等が設けられています。

なお、合宿等で朝・夕食を希望する場合やクラブ・サークルのコンパを計画する場合は、前もって連絡をしておくことと安価で便宜をはかってくれます。利用する場合は、学務課窓口「施設設備使用許可願」を提出してください。

7. セブン-イレブン埼玉工業大学店

※ 掲載している営業時間は、通常の営業時間です。時期や行事の有無によって営業時間が変更されますので、詳しくは毎月掲示される「食堂営業予定表」を確認してください。

[営業時間 8:00～19:00]

セブン-イレブンは、22号館(情報システム学科棟)1階にあります。各種劇場等のチケットの購入やATM、コピー機等、学生生活を応援する設備が整っています。

8. 大学構内における喫煙・飲酒及び美化衛生について(遵守事項)

1. 学内では喫煙をしないこと。
2. 学内では飲酒をしないこと。
3. 構内は清潔に保つよう心掛けること。

9. 学生活動に関する願出・届出の提出について

学生活動を行う際は、それぞれ願出や届出をし、許可を受けなければなりません。学生便覧に掲載されている「学生の諸活動に関する規程」及び「学生の書類提出先」を参考にし、諸手続きを行ってください。詳細については、学務課へお問い合わせください。

9. 1 学生団体の設立・活動に関する手続

1. 学生が、学内で団体を設立する場合は、「学生団体結成願(新規)」を作成し、クラブ連合会の承認を得たうえで学務課に提出してください。団体を解散する場合は、「学生団体解散届」の提出が必要です。
2. 許可された団体は、毎年度3月31日までに「学生団体結成願(継続)」を、また、翌年度4月30日までに、決算報告書を添えて「学生団体活動報告書」を、いずれもクラブ連合会に提出してください。なお、所定の届出がない団体は、解散したものとみなします。
3. 上記団体が学外において大会や練習試合等の活動を行う場合は「学外活動届」を、また、学内外において合宿を行う場合は「合宿届」を、活動を行う一週間前までに学務課に提出し、許可を得なければなりません。

9. 2 掲示・配布に関する手続

1. 学生が学内外においてビラ、ポスター、パンフレットなどを掲示または配布する場合は、前日までに「掲示許可願」もしくは「出版・印刷物配布許可願」を学務課に提出し、許可を得なければなりません。
2. 許可されたビラ、ポスターなどは、許可された期間のみ、指定された場所で掲示もしくは配布することができます。期限が過ぎた掲示物は必ず剥がしてください。

9. 3 大学の施設・設備等の使用に関する手続

1. 本学の施設・設備または物品等を使用する場合は、3日前までに「施設・設備使用許可願」もしくは、1週間前までに「学内物品使用許可願」を学務課に提出し、許可を得なければなりません。
2. 使用した物は、必ず期限までに返却してください。
3. 使用する際は、その保全に十分留意し、万が一、紛失した場合または破損させた場合は、速やかに学務課へ届け出て、その責任を負うことになる場合があります。

9. 4 学生活動における注意事項

1. [学内放送] いかなる場合でも授業時間中に放送することはできません。放送しようとする場合は、学務課に相談してください。昼休み時間や放課後に限り、許可する場合があります。
2. [金銭を伴う行為] 学内外を問わず、学生が、募金・販売など金銭の収支を伴う行為をすることは、原則として認められません。
3. [学生の政治活動、暴力行為等] 学生または学生団体が、学内において政治活動を行うことは、いかなる場合においても認められません。また、暴力行為や教育を妨げるような行為、その他学生の本分に反する行為は許しません。

10. 紛失物・拾得物について

最近、学内で落とし物が非常に増えています。携帯電話やゲーム機、関数電卓など精密で高価なもの、財布や通学定期、自宅の鍵や自転車の鍵、自動車の鍵などが多くなっています。また、スクールバス内での落とし物も目だっています。下車の際は十分注意してください。

誤って紛失してしまった場合、また、拾得物があった場合には、直ちに学務課へ届け出てください。紛失物は、学務課で保管しています。

※ 学務課での紛失物保管期限は、以下のとおりです。なお、保管期間が過ぎた物は処分します。

保管期間	品物	処分
直ちに本人へ連絡	身分証明書	
開封して本人確認後連絡	財布	
本人確認後連絡 または3ヵ月保管	USBメモリー ペンケース ノート 教科書	
6ヵ月	現金	赤十字などへ寄付
	自転車	廃棄
3ヵ月	鍵 スマートフォン 関数電卓 電子辞書 携帯音楽プレイヤー 時計 ゲーム機 衣類・靴等 メガネ・イヤホン等 その他個人が特定できないもの	廃棄
	傘	再利用
1日	飲み物(ペットボトル)お菓子等 弁当箱・水筒	廃棄

学生生活充実のために

1. 悩みごとなどの相談

1. 1 学生相談室

1. 学生相談室とは

学生相談室は、学生のみなさんが充実した学生生活を送れるように支援するための場所です。専門の相談員(臨床心理士等)が個別相談に応じています。

相談内容は、学生生活全般、勉強、部活やサークル、人間関係、将来の進路、家庭の問題など、どんなことでもかまいません。なにか心配なことや不安なこと、悩んでいることがありましたら、ひとりで悩まずに学生相談室を訪れてください。

相談内容と相談する人のプライバシーは守られます。安心して来室してください。

学生のみなさんのカウンセリングのほか、教職員や学生のご家族の方からの学生に関する相談もお受けしています。

※ 学生相談室に関する詳細は、埼玉工業大学学生相談室規程を参照してください。

2. 学生相談室の利用方法

相談室は原則予約制です。相談員との個別面談形式でお話を聞かせていただきます。

予約方法

- (1) 大学ホームページ予約フォームからの予約
- (2) メール予約
- (3) 電話予約

申し込みの際は①氏名、②研究科・専攻、③学年、④学籍番号、⑤希望する相談日程(日にち、時間)をお知らせください。予約フォーム、メール予約の場合は学生相談室から折り返し連絡が来てから予約完了となります。

相談する学生本人の同意があれば、友人や保証人の方が面談に同席することもできます。

なお、面談中は電話に出られないこともありますので、その際は電話をおかけ直しいただくか、メールにてご用件をお知らせください。

- 場 所 : 26号館6階 2662室・2666室(面談用のお部屋が2つあります)
- 開設時間 : 9:30~11:30 / 12:30~16:00(土日・祝日は閉室)
- 電話番号 : 048-585-6879(学生相談室直通)
- e-mail : soudanshitsu@sit.ac.jp

学生相談室のページには以下のQRコードからアクセスできます。

学生相談室のページ(大学ホームページ)



学生相談室 予約フォーム



1. 2 学生委員について(学生相談)

校内には研究科・専攻ごとに学生相談を担当する学生委員がいます。身近な生活の悩みやトラブル、苦情等も随時受け付けていますので、気軽に相談してください。

また、「外国人留学生」や「障害を持つ学生」についても親身になって相談に応じます。

相談をする場合は、研究室に向かうか、メールアドレスなどで相談内容などを書き込み、合わせて面談日などの確認をしてください。学務課を通じての相談も可能です。

●工学研究科の学生委員一覧

専攻	学生委員氏名	TEL	メールアドレス / ()は研究室
機械工学専攻	皆川 佳祐	048-585-6833	mina@sit.ac.jp (6号館 2F)
生命環境化学専攻	本郷 照久	048-585-6837	hongo@sit.ac.jp (2号館 1F)
情報システム専攻	中村 晃	048-585-6877	akira-nakamura@sit.ac.jp (27号館 4F)

●人間社会研究科の学生委員一覧

専攻	学生委員氏名	TEL	メールアドレス / ()は研究室
情報社会専攻	高橋 広治	048-585-6303	tkoji@sit.ac.jp (30号館 2F)
心理学専攻	伊藤 淳子	048-585-6323	jito@sit.ac.jp (30号館 4F)
心理学専攻	金子 まどか	048-585-6319	m.kaneko@sit.ac.jp (30号館 7F)

1. 3 ハラスメントの防止と相談について

ハラスメントとは、目的はどうかであれ、他の人に不快感や屈辱感などの精神的苦痛、身体的苦痛、不利益を与える人権侵害行為を指します。

セクシャルハラスメント、パワーハラスメントはハラスメントの代表的なものであり、教育研究機関の場におけるハラスメントは、アカデミックハラスメントといわれています。ハラスメントを厳密な意味で区分することは難しく、複数の要素が重なってより深刻なハラスメントになってしまう可能性もあります。

本学では、ある言動がハラスメントに該当するかは言動を行った者の意図にかかわらず、原則として受け手の主観的判断を基準とします。

※ ハラスメント相談室に関する詳細は、埼玉工業大学学生ハラスメント相談室規程を参照してください。

ハラスメントにあった時やハラスメントではないかと感じた時には、ひとりで悩みを抱え込まずに学生ハラスメント相談室に相談してください。ハラスメント被害を受けた本人からだけでなく、第三者からの相談も受け付けています。

学生ハラスメント相談室について(原則予約制)

- 場 所： 26号館6階 2662室・2666室
- 開設時間： 9:30～11:30 / 12:30～16:00 (土日・祝日は閉室)
- e-mail : harasou@sit.ac.jp

予約方法

- (1) 大学ホームページ予約フォームからの予約
- (2) メール予約
- (3) 電話予約

予約フォーム、メール予約の場合は学生ハラスメント相談室から折り返しの連絡が来てから予約完了となります。

- ・ 予約の際は①氏名、②研究科・専攻、③学年、④学籍番号、⑤希望する相談日程(日にち、時間)をお知らせください。
- ・ 相談する学生本人の同意があれば、友人や保証人等の方が面談に同席することもできます。
- ・ ハラスメント相談室では、相談に際しハラスメントの被害を受けた相談者のプライバシーを最大限保護し、秘密を厳守します。
- ・ ハラスメント相談員は、相談者の事情を聞き、相談者の立場に立って迅速に対応します。安心してお越しください。
- ・ ハラスメントに関する相談をしたことを理由に不利益な取り扱いをされることはありません。

学生ハラスメント相談室のページ
(大学ホームページ)



学生ハラスメント相談室
予約フォーム



1. 4 合理的配慮の申請について

短期間に回復しない心身の障害などにより授業や学生生活に何らかの困難がある学生が、大学生活を送るうえで必要な配慮を大学に申し出ることができます。

大学との協議を経て、合理的配慮を受けることができます。

1. 申請期間

随時受け付けます。ただし申請手続きに時間を要するため、授業開始1か月前までが望ましいです。

2. 申請の流れ

- (1) 本人もしくは保証人が学生相談室に申し出てください。
- (2) 本人（及び保証人）、学生相談室相談員（以下、相談員）で面談を実施します。相談員から手続き等の説明をし、病気・障害等の詳細、希望する配慮内容などについて伺います。もし障害者手帳や診断書、検査結果、これまでに受けた配慮のまとめなどがありましたらお持ちください。※既に相談したことがある場合など、省略することもあります。
- (3) 必要に応じて以下の書類を本人もしくは保証人が学務課へ提出してください。
 - ・配慮申請書(面談の際に書式をお渡しします)
 - ・障害者手帳、医師の診断書など、病気・疾患・障害等を客観的に証明できるもの
- (4) 本人（及び保証人）、専攻主任、学務課職員、相談員で面談を実施し、病気・障害等の詳細や必要な配慮の内容について話し合います。また、情報共有に関する同意書を提出していただきます。
- (5) 必要に応じて関係部署等と協議しながら、面談の内容をもとに相談員が配慮依頼書を作成します。
- (6) 本人（及び保証人）に配慮依頼書の内容を確認していただきます。その後、相談員が配慮依頼書を専攻主任、学務課長に提出します。
- (7) 配慮依頼書に基づき専攻において対応を協議し、その結果が専攻主任から学務課長、相談員に共有されます。また、相談員から本人へ協議結果をお伝えします。必要があれば本人（及び保証人）と関係者での話し合いや専攻での協議を再度行います。
- (8) 配慮・サポート内容を、別途、記入していただいた情報共有に関する同意書に基づいて、相談員から講義担当者、関係部署、関係者へ通知します。
- (9) その後もメールや面談を通じ、配慮内容の再検討・調整を必要に応じて行います。配慮内容を変更したい場合や、新たに病気・障害等が発生した、病気・障害等の状態が変わった等の場合は学生相談室までご連絡ください。

2. 学習支援センター

学習支援センターは、学生の主体的な学習活動を支援することを目的として、21号館(図書館棟)内に設置された施設です。数学・物理・化学・英語・日本語を中心に、基礎から応用まで幅広い学習相談に対応しています。

センターには、各科目を専門とするチューター（教員）およびティーチング・アシスタント（大学院生）が在室し、日々の学習に関する疑問や相談に応じています。必要に応じて各科目担当教員への連絡・相談を行うこともできます。担当教員の専門分野や在室曜日・時間を確認のうえ利用し

てください。

また、基礎科目の理解に不安がある学生を対象とした授業理解支援セミナーの開講、学習方法に関する助言など、個々のニーズに応じた支援も行っています。日本語科目も開設しており、日本語能力に不安のある留学生の利用も歓迎しています。語学面のみならず、大学での学修全般に関する相談にも対応しています。

センター内には、授業で使用する教科書をはじめ、辞書・参考書・問題集などを備えており、コピー機も設置しています。授業期間中は月曜日から金曜日の10時45分から18時45分まで開館しており、空き時間の自習場所としても利用できます。学習に関する不安や疑問がある場合は、積極的に活用してください。

開講科目、担当教員の在室スケジュール、開館時間等の詳細は、学習支援センターのホームページで確認してください。

学習支援センター
(大学ホームページ)



3. 健康相談

心身が健康であってこそ、学生生活を楽しむことができます。病に倒れてしまったては何もできません。身体的疾病を解決することにより、精神的な不安も解消されます。自己の健康管理のポイントは「早期発見」です。

3. 1 保健室の利用

授業中や課外活動中など学内での体調不良や、思わぬケガをしたときは、すぐに保健室(21号館[図書館]1階)または学務課へ申し出てください。

3. 2 定期健康診断

毎年、全学生を対象とした、定期健康診断を実施しています。

新入生は、4月のオリエンテーション期間内と3月下旬に、在学生(M2・D3除く)は、3月下旬に実施しています。

定期健康診断は、学生の皆さんの健康維持、疾病の早期発見を目的として毎年実施していますので、必ず受診してください。

定期健康診断の検査項目は、以下のとおりです。

尿検査、身体計測(身長、体重)、血圧、視力、色覚、採血、胸部X線、内科診察

定期健康診断の実施日は、LiveCampusUにてお知らせいたします。

なお、定期健康診断を受診できなかった学生は、個々に医療機関で受診してください。検査項目については、学務課にお問い合わせください。

3. 3 定期健康診断結果の連絡

定期健康診断を受けた学生には、LiveCampusU(マイ info の学生情報内)で健康診断情報を公開し

ます。受診した各項目の検査結果が一目でわかる内容となっています。なお、「総合判定」、「今回の総合コメント」において、検査を要するとの判定の場合は、医師の再検査を至急受け、その結果及び診断書を学務課に提出してください。

また、個々に医療機関で受診した場合、その診断結果はLiveCampusUには反映されません。

3. 4 健康診断証明書の発行

定期健康診断を受け、その結果、異常が認められなかった学生については、26号館1Fに設置されている証明書自動発行機で健康診断証明書を発行することができます。本証明書は、就職活動の際に必要な書類です。

手数料は1通300円です。ただし、進学または就職活動に使用する場合(学部は3年次、博士前期課程及び修士課程は1年次、博士後期課程は2年次の10月1日以降)は1通100円となります。

定期健康診断の結果、異常が認められた学生については、健康診断証明書を発行することはできません。証明書の発行を受けるためには、再検査を行う必要があります。

なお、個々に医療機関で受診した場合であっても、その結果に異常が認められない場合は、健康診断証明書を発行することができます。

3. 5 飲酒の恐ろしさ

1. 「イッキ飲み」の禁止

「イッキ、イッキ」の掛け声とともに大量のお酒を短時間で飲むイッキ飲みは、アルコール分解が追いつかず、血中アルコール濃度が急激に上昇する非常に危険な飲み方です。その結果、呼吸中枢などの中枢神経が麻痺(マヒ)し、急性アルコール中毒を起しやすく、重症の場合は意識障害や呼吸麻痺により死亡することもあります。

飲酒を強要して死亡させた場合は「傷害致死罪」、意図がなくても死亡すれば「過失致死罪」、泥酔状態の相手を放置した場合は「保護責任者遺棄罪」、さらに死傷に至れば「遺棄致死傷罪」など、重大な法的責任を問われます。この問題は決して他人ごとではありません。

お酒は適量であれば楽しいものですが、誤った飲み方をすれば命に関わります。大学生だから大丈夫という考えは捨て、飲酒に対する認識を改める必要があります。

2. 飲酒の心得5ヶ条

- (1) 「イッキ」飲みは決してしない、させない
- (2) 飲めない人にはすすめない
- (3) 体調が悪い日、風邪薬や痛み止めなどの薬を飲んでいるときは、飲まない
- (4) 食べながら、ゆっくり飲む
- (5) 飲める人でも「ほろ酔い」段階で切り上げる

3. 「20歳未満の者の飲酒」の禁止

日本では「20歳未満の者の飲酒の禁止に関する法律」により、20歳未満の者の飲酒が禁じられています。その目的は成長過程にある若年者をアルコールの健康被害から守ることにあります。

一般に、成長期にある若年者は心身ともに発達の途中段階にあり、アルコールを分解する能力も成人と比べて十分ではありません。そのため、飲酒は脳細胞への悪影響や、性ホルモンを生成する臓器の機能低下などを引き起こすおそれがあり、健全な心身の発達を阻害する要因となります。

4. 「飲酒運転」の禁止

車の運転には機敏な反射能力や的確な判断力が必要ですが、飲酒によりこれらの能力は低下します。視力は著しく衰え、視野が狭くなるほか、反射運動能力や集中力も低下し、スピードの出すぎやブレーキの踏み遅れ、ハンドル・アクセル操作の乱れを招きます。

酒気帯び運転や酒酔い運転は、本人だけでなく関係のない他人を巻き込む重大事故につながる危険な行為です。そのため道路交通法では、飲酒運転を禁止しています。一口でも飲んだら運転しない、運転するなら一口も飲まないという強い意志を持ちましょう。

- 詳細は、以下の「(公社)アルコール健康医学協会」のホームページを確認してください。

<http://www.arukenkyo.or.jp/>

3. 6 禁煙運動について

タバコはなぜよくないか(百害あって一利なし)

タバコの害で代表的なのは肺がんです。喫煙者の肺がん死亡率は吸わない人の実に4倍以上。また喫煙は動脈硬化を促進したり、ビタミンCが大量に消費されて感染症にかかりやすくなります。さらに怖いのは間接喫煙。タバコの害は主流煙(本人が吸ったタバコの煙)よりも副流煙(間接喫煙:他人が吸ったタバコの煙)のほうが強いので、家族や周囲の人にも大きなリスクを与えてしまいます。このようなことから本学も学生諸君の健康を守るため、また、快適な空間を維持するため禁煙運動を推進しています。

3. 7 大麻・危険ドラッグなどの薬物の乱用防止について

昨今、「大学生による大麻等の違法薬物の所持・乱用」や、「危険ドラッグの使用によって引き起こされる事件・事故」が大きな社会問題となっています。大麻をはじめとする違法薬物や危険ドラッグは、使用だけでなく、所持・栽培・製造・売買なども法律により厳しく処罰されます。

違法薬物の使用は、心身の健康を著しく損ない、悲惨な学生生活につながるおそれがあります。学生の皆さんは、その危険性を十分に理解し、本学の学生として責任ある自覚と良識ある行動をとるよう強く求めます。

- 詳細は、以下の「厚生労働省薬物乱用防止」のホームページを確認してください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/iyakuhin/yakubuturanyou/

3. 8 ギャンブル依存症について

ギャンブル依存症は、パチンコや競馬、オンラインカジノなどのギャンブルを自分の意思でやめられなくなり、学業や生活、経済面、人間関係に深刻な支障をきたす病気です。意志の弱さではなく、脳の働きに影響する依存症の一つとされています。

依存が進むと、借金や学業不振、対人関係の悪化など、将来に大きな影響を及ぼします。スマートフォンやインターネットの普及により、学生が気軽にギャンブルに接する環境が広がり、若年層の問題としても注意が必要です。

これは誰にでも起こり得る問題です。気になることがあれば、一人で抱え込まず、早めに専門の窓口にご相談してください。

- 詳細は、以下の「(公社)ギャンブル依存症問題を考える会」のホームページを確認してください。

<https://www.scga.jp/>

3. 9 エイズに関する基礎知識

エイズ(AIDS)は「後天性免疫不全症候群」のことで、HIV(ヒト免疫不全ウイルス)に感染することによって、体の免疫機能が低下し、さまざまな病気にかかりやすくなる病気です。治療法は進歩していますが、現在も完治が難しく、誰にでも感染の可能性があります。

感染経路は、性行為・血液・母子感染の3つで、近年は性行為による感染が増加しています。正しい予防を行わなければ、誰でもHIVに感染する危険性があります。日常生活(握手、入浴、食事、プールなど)で感染することはありません。HIVに汚染された血液や体液が粘膜に直接触れることを防ぐことが重要であり、性行為感染を防ぐ最も確実な方法はコンドームの正しい使用です。

感染の不安がある場合は、ためらわず検査を受けてください。目安として、最後の心当たりから12週間以降の検査が推奨されます。

- 詳細は、以下の「(公財)エイズ予防財団」のホームページを確認してください。

<https://www.jfap.or.jp/>

3. 10 若年女性に急増中の子宮頸がんについて

近年、子宮頸がんは20歳代の若年層で、急激に増えています。子宮頸がんの原因は、「ヒト・パピローマウイルス(HPV: Human Papilloma virus)」の感染が関連しているとされており、HPVは性交経験があれば誰にでも感染しうる、ごくありふれたウイルスで、女性の約8割が50歳までに感染を経験すると言われています。検診により、HPV感染から“がん化”する前の異形成という状態

を発見することが可能で、初期に発見できれば子宮頸部の一部を切除する手術で治療することができ、治療後の妊娠・出産も可能です。手遅れとなる前に、定期的な検診を受けましょう。

- 詳細は、以下のホームページを確認してください。

国立がん研究センターがん対策研究所

<https://www.ncc.go.jp/jp/cis/>

特定非営利活動法人 子宮頸がんを考える市民の会

<https://love49.org/>

子宮頸がん予防情報サイト

<https://www.shikyukeigan-yobo.jp/>

3. 1 1 大学周辺の主な医療機関

思いがけない病気やケガの時のために、本学周辺の医療機関の一部を紹介します。

【深谷地区】

佐々木病院	(内、外、整、形成、脳外、循、皮、リハ)	深谷市西島 2-16-1 048-571-0242
桜ヶ丘病院	(内、消、婦、循、小)	深谷市国済寺 408-5 048-571-1171
益岡医院	(内、外、整、消、循)	深谷市岡部 1249-10 048-585-5657
なすはらクリニック	(総合診療・内)	深谷市岡 2757-3 048-577-7028
上柴クリニック	(内、外、消、循、放)	深谷市上野台 2321-2 048-574-7770
はしもとクリニック	(内、外、消、血内)	深谷市西島町 2-2-2 048-551-8410
ふかやクリニック	(内、整、リハ、リウ、心内、精、消、小)	深谷市宿根 245-1 048-574-0022
あだち医院	(内、消、外、リハ)	深谷市上柴町東 5-15-14 048-551-0222
清水内科クリニック	(内、消、循、リハ)	深谷市人見 445-1 048-573-1197
白倉医院	(内、消、小)	深谷市稲荷町 3-3-1 048-571-0169
四元医院	(内、外)	深谷市上柴町西 1-4-1 048-573-5200
今井医院	(内)	深谷市寿町 52 048-572-7728
安達皮膚科医院	(皮)	深谷市上柴町西 4-4-19 048-571-2301
石川医院	(耳)	深谷市西島 3-17-65 048-571-0038
正田眼科	(眼)	深谷市稲荷町 1-2-15 048-571-1198

【深谷地区】

ふかや眼科	(眼)	深谷市西島町 3-14-8 048-572-3910
高橋眼科医院	(眼)	深谷市栄町 1-47 048-571-0318
橋本歯科医院	(歯)	深谷市山河 1234-2 048-585-1101
新井歯科医院	(歯)	深谷市上柴町東 5-14-12 0120-860-441
大濱歯科医院	(歯)	深谷市東方町 3-19-14 048-573-8266
太宰歯科クリニック	(歯)	深谷市上野台 2904-14 048-573-7800

【本庄地区】

本庄総合病院	(内、小、外、整、脳外、眼、耳、皮、泌)	本庄市北堀 1780 0495-22-6111
本庄駅前病院	(内、外、整、形、消、肛、リハ、皮)	本庄市駅南 1-2-32 0495-22-2163
田所医院	(内、外、循、放、呼、消、整)	本庄市けや木 1-8-2 0495-22-3445
岡病院	(内、消、循、泌)	本庄市北堀 810 0495-24-8821
上武病院	(内、精、歯)	本庄市小島 5-6-1 0495-21-0111
松本産婦人科医院	(婦、産、女性内科)	本庄市千代田 1-1-26 0495-24-3377
服部クリニック	(眼、耳)	本庄市東台 4-1-22 0495-24-4671
春山眼科医院	(眼)	本庄市けや木 1-5-5 0495-21-2160
中央歯科医院	(歯、矯正)	本庄市駅南 2-15-3 0495-21-1807

【熊谷地区】

熊谷総合病院	(内、外、胃、産、耳、小、眼、整、皮、泌、脳、リハ、放)	熊谷市中西 4-5-1 048-521-0065
藤間病院	(内、外、消、循、整、泌、産、整)	熊谷市末広 2-137 048-522-0600
ティアラ 21 女性クリニック	(婦人科内科・女性の心と身体の悩み相談ほか)	熊谷市筑波 3-202 5F 048-527-1122
はぎわら眼科	(眼)	熊谷市玉井 1744-1 048-533-1177

4. 奨学金制度

奨学金制度は、教育の機会均等の精神に基づき、独立行政法人日本学生支援機構をはじめとする各種の団体により設けられています。

これらの制度は、学業成績・人物ともに優秀であって経済的に援助を必要としている学生に対して奨学金を貸与または給付するものです。奨学金関係の事務は、学務課で扱っています。

奨学金制度により、出願資格・貸与または給付の期間・金額・申請に必要な書類が異なります。

奨学金関係の説明会や募集案内に関する連絡は、すべてLiveCampusUにて案内しますので、見落とすことのないよう十分注意してください。

4. 1 大学院特別奨励金制度

1. 目的 研究活動が顕著である者に対して、研究活動の更なる発展を支援するため
2. 資格 学会誌、学術誌等において、掲載を認められた研究を行った者
3. 授与額 研究業績に位置づけられる学会誌、学術誌等に、
査読付きの論文が筆頭著者または単著で掲載された場合 10万円
査読付きの論文が第二著者で掲載された場合 5万円
4. 採用方法 学長が推薦し、学内理事会の審査を経て、毎年3月10日までに決定する
※ 授与対象者及び授与金額は、学内理事会の議により、変更する場合がある。

4. 2 大学院奨学支援金制度

1. 目的 経済的な理由により学費の支払いが困難なものに奨学支援金を貸与して、経済的に支援するため
2. 資格 埼玉工業大学大学院学生及び入学予定者
3. 貸与額 授業料及び施設設備費の額の範囲
4. 採用方法 本人からの申請に基づき、大学院学生委員会で審査し、理事会が奨学支援金額を決定する
5. 返済時期 原則として修学年限までとする

4. 3 日本学生支援機構奨学金（貸与奨学金）

独立行政法人日本学生支援機構の奨学金は、勉学に励む意欲があり、またそれにふさわしい能力を持った学生が経済的理由により修学をあきらめることのないよう支援することを目的として国が実施する制度です。貸与奨学金には、「第一種奨学金」（無利子）と、「第二種奨学金」（有利子）があります。このほかに、入学時の一時金として「入学時特別増額貸与奨学金」（有利子）があります。

1. 貸与月額

奨学金の種類	修士課程・博士前期課程	博士後期課程
第一種奨学金	50,000円 88,000円	80,000円 122,000円
第二種奨学金	50,000円 80,000円 100,000円	130,000円 150,000円

2. 入学時特別増額貸与奨学金

- (1) 入学時特別増額貸与の対象者は、4月を始期として奨学金の貸与を受ける者で、初回の月額に増額して貸与を希望するものです。
- (2) 申込みは、所得が少ないために日本政策金融公庫の教育ローンが利用できなかった世帯（当該融資に係る世帯収入の上限を超えるものを除く）、または申込み時の家計基準における認定所得が0（ゼロ）評価となる者の子弟に限られます。
- (3) 貸与額は、10・20・30・40・50万円から選択できます。
- (4) 奨学金の第1回目の振込時に全額が上乗せされます。
- (5) 入学時特別増額貸与奨学金だけを借りることはできません。

3. 募集時期

- 4月中旬（一次採用）及び9月中旬（二次採用）に募集を行います。

募集・継続の手続については、すべてLiveCampusUにて案内しますので、見落としのないよう注意し、必ず説明会に出席してください。

家計支持者の失職・急死または火災や災害(台風・地震)等により、家計が急変し、緊急に奨学金の貸与が必要となった場合は、定期以外の採用(応急・緊急)があります。学務課に相談してください。

- 詳細は、以下の「日本学生支援機構」のホームページを確認してください。
<https://www.jasso.go.jp>

4. 4 留学生関係の奨学金制度

「留学生受入れ促進プログラム(文部科学省外国人留学生学習奨励費)」、「公益財団法人ロータリー米山記念奨学金」、「公益財団法人平和中島財団奨学金」等に実績があります。

詳しい内容については、募集の依頼があり次第、その都度 LiveCampusUにて案内します。不明な点については、学務課に問い合わせてください。

4. 5 その他の奨学金制度

都道府県教育委員会、地方公共団体、その他民間団体等の奨学金制度がありますので、募集の依頼があり次第、所定の掲示板に掲示及び LiveCampusUにて案内します。

4. 6 提携教育ローン

1. オリエントコーポレーション学費サポートプラン(学費分納制度)

本学と提携する(株)オリエントコーポレーションの学費サポートプランの利用者に対し、学生の在学期間における利子相当額について、奨学金として支給いたします。

「学費サポートプラン」は、入学金や授業料などの納付金を、Web または郵送で申込手続きができて学費の分割納付制度です(来店や所得証明書は不要です)。

- ① 申込先 (株)オリエントコーポレーション
資料請求先：学費サポートデスク
電話番号：0120-517-325 (平日 9:30~17:30)
※ 大学のホームページより申込みが可能です。
- ② 利用対象者 本学に入学または在学する学生の保証人
※ 審査結果により、このプランを利用できない場合があります。
- ③ 対象費用 入学金・授業料・諸会費等の学校納付金
- ④ 利用可能額 納付書記載金額(利用累計 500万円まで)
利用金額は、(株)オリエントコーポレーションから埼玉工業大学へ直接振り込まれます。
申込に必要なものは、新入学生の場合「合格通知の写し」、「納付書の写し」、在学生の場合「学生証写し」、「納付書の写し」などです。
- ⑤ 返済方法 「通常分納」、「ステップアップ分納(在学期間中利払)」のどちらかを選択します。
利率は、固定金利 年率 3.8%(令和 6 年 12 月 1 日現在)
- ⑥ 利子補給 利子補給期間は在学中に限り、給付は埼玉工業大学より奨学金として、保証人の銀行口座に振り込みいたします。なお、利子補給の利率の上限は年率 5% となります。また、本プラン以外の教育ローンは、利子補給の対象となりません。
- ⑦ 問合せ先 埼玉工業大学財務課
電話番号：048-585-6810 (平日 9:00~17:30)

2. 群馬銀行教育ローン

本学と提携する(株)群馬銀行の教育ローンで、金利の優遇があります。詳しくは、(株)群馬銀行のホームページ(<https://www.gunmabank.co.jp/teikei/kyoiku/>)で学校コード(ID):92910を入力するか、学費の納入書に同封してあるパンフレットをご参照ください。ただし、この提携教育ローンは利子補給制度の対象とはなりません。

4. 7 国の教育ローン(日本政策金融公庫)

「国の教育ローン」は、ご家庭の教育費の負担を軽減し、お子さまの進学・在学を応援するために設けられています。

今後1年間に必要となる費用がご融資の対象となります。授業料のほか、自宅外通学の場合の住居費用などにも使うことができます。

- 詳細は、以下の「日本政策金融公庫(国の教育ローン)」のホームページを確認してください。
<https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/ippan.html>

5. 生活相談

学生生活を送るうえでの相談を、学務課にて対応しています。

5. 1 アパートの紹介

自宅から通学できない学生のために、アパートの情報を案内しています。詳細は学務課にて確認してください。

1. 住まいを借りるときの心構え

- (1) トラブルを避けるために契約内容(敷金・礼金・家賃・駐車場・その他の費用・契約期間等)をよく確認してから契約してください。

また、近隣の生活環境等を確認し、必ず物件の下見をしてください。

下見をする場合、家主さんや不動産会社に日程を連絡してから訪ねてください。

- (2) 「家主さんとの直接契約の物件」と「不動産会社の物件」と2種類あります。
「家主さんとの直接契約の物件」は、大学近隣の家主さんからの物件で、大学から安価な家賃の設定を依頼しています。「不動産会社の物件」は、近隣の不動産会社の情報を記載しています。契約内容はそれぞれ異なるので、十分注意してください。
- (3) 部屋の条件に納得できたら、賃貸契約をしてください。
- (4) 契約後に不都合が生じた場合は、学務課に相談してください。
- (5) 入居後、騒音などには十分な配慮をしてください。
- (6) 自治体によりゴミ処理等の決まりごとが違います。契約時に家主さん、不動産会社から情報を集め、近隣に迷惑をかけないよう心掛けてください。
- (7) あらゆるトラブルには誠心誠意あたり、それでも解決できない場合は、学務課に相談してください。

部屋が決まり、引っ越しを終えたら、いよいよ新生活が始まります。一人暮らしは自立への第一歩。お金もしっかり管理しなければなりません。予算内で生活できるよう金銭を管理することが大切です。「収支のバランス」を常に心がけて生活しましょう。

5. 2 アルバイトの紹介

アルバイトは、学業を優先に考え、無理のない自分にあったものを選ぶことが必要です。

深夜におよぶアルバイトに就き、授業を犠牲にして退学する学生も見受けられます。健康を害さないよう、学生各自が慎重に選んでください。

26号館1階掲示板のアルバイト求人票を見て自分に適したものがあつた場合は、直接求人先に連絡してください。また、アルバイトを始める前に労働条件などをよく確認し契約してください。

なお、不安や疑問がある場合は、遠慮なく学務課に相談してください。

5. 3 国民年金の加入

満20歳になると国民年金への加入が義務づけられています。これまでに、国民年金に加入していなかったために、在学中に事故や病気で障害の状態になっても、障害基礎年金が受けられなかったという事例もあります。20歳になったら必ず国民年金の加入手続きを行ってください。

1. 国民年金の学生納付特例制度について

本学で学生納付特例の申請手続きができます。

学生納付特例とは、所得が少なく保険料を納めることが困難な20歳以上の学生が、将来、年金を受け取ることができなくなることや、不慮の事故等により障害が残ってしまった場合に、障害基礎年金が受け取ることができなくなること等を防止するため、本人の申請により保険料の納付が猶予される制度です。大学の申請手続き窓口は、学務課です。

- 詳細は、以下の「日本年金機構」のホームページを確認してください。

<https://www.nenkin.go.jp/>

2. 国民年金は、こんなリスクに対応

(1) 障害基礎年金

国民年金の被保険者が障害を負った場合、一定の条件を満たしていれば障害基礎年金が受給できる。障害の程度による定額制。

(2) 老齢基礎年金

原則として65歳から受け取ることができる。受け取るためには、国民年金の納付期間や免除期間およびカラ期間(合算対象期間)と厚生年金に加入していた期間を合算し、10年以上の期間が必要。国民年金保険料を納めた期間や免除を受けた期間によって受け取る年金額は異なる。

(3) 遺族基礎年金

国民年金に加入中の人や国民年金の保険料を払い終わった60歳以上65歳未満の国内に住んでいる人が亡くなった場合に、18歳未満の子をもつ妻や、両親のいない18歳未満の子などに支給される。老齢基礎年金をすでに受給していた人や、受給資格の要件を満たす人が亡くなった場合にも支給される。ただし、死亡した人について保険料納付済期間(保険料免除期間を含む)が加入期間の3分の2以上あること。

5. 4 闇バイト〔甘い言葉の裏に潜む重大な犯罪〕

1. 闇バイトとは

「高額報酬」「簡単」「即日入金」などの言葉で勧誘し、SNS等を通じて応募させ、詐欺や強盗などの犯罪行為に関与させるものです。

2. よくある勧誘手口

SNSのDMや掲示板を利用し、仕事内容を明示しないまま個人情報を提出させるケースが多く見られます。

3. 一度関わると起こること

個人情報を握られ、脅迫や強要により抜け出せなくなることがあります。指示された行為であっても、犯罪に関与すれば処罰の対象となります。

4. 被害・関与を防ぐために

不審な募集には決して応募せず、違和感を覚えた時点で関係を断つことが重要です。

5. 困ったときの相談先

不安を感じた場合や関与してしまった可能性がある場合は、速やかに学務課や警察、相談機関に相談してください。

5. 5 悪徳商法〔こんな手口が君を狙っている〕

1. 訪問・通信販売等への注意

近年、社会問題となっている「悪徳商法」の被害が学生にも及んでいます。訪問販売、街頭アンケート、通信販売、インターネット通販などをきっかけに契約を結び、トラブルに巻き込まれる学生が後を絶ちません。

以下に代表的な手口を紹介します。安易な気持ちで契約を結ばないように十分注意してください。〈悪徳商法の事例〉

(1) キャッチ・セールス

街頭で声を掛け、長時間説得した後、化粧品や健康食品など的高額な契約を結ばせるもの。

(2) アポイント商法

「当選した」などと連絡して呼び出し、実益のない特典を説明し、商品売りつけるもの。

(3) 資格取得商法

官庁認可や大学公認を装い、実態の不明確な講習会や資格を通信教育等で販売するもの。

- (4) マルチ(まがい)商法
ネズミ講と商品販売を組み合わせた方法で、会員数を拡大することで利益を得るもの。
(例) 自動車部品、化粧品、洗剤、教材の販売等
 - (5) かたり商法
消防署や保健所などの公的機関職員を装い、消火器等を売りつけるもの。
 - (6) ネガティブ・オプション商法
注文していない商品を一方的に送りつけ、代金を請求する手口です。代金を支払う義務や返送する義務はありませんが、商品は14日間(引き取り請求した場合は7日間)保管する必要があります。その後の処分は自由です。注文していない商品は受け取りを拒否しましょう。
 - (7) インターネット通販トラブル
インターネットで商品を注文し、料金を支払ったにもかかわらず、商品が届かないケースがあります。所在地や連絡先の記載に不備のあるショップとの取引は行わないでください。
2. クーリング・オフ(Cooling off)
クーリング・オフとは、訪問販売や電話勧誘販売などにより契約した場合、一定期間内であれば無条件で契約を撤回・解除できる制度です。期間は契約日から8日以内、マルチ・現物まがい商法は14日以内です。期間内に書面(可能であれば内容証明郵便)で業者へ通知しなければなりません。クレジット契約の場合は、クレジット会社にも同様の通知が必要です。
なお、通信販売(郵便・電話・FAX等)は対象外となるため注意してください。
3. 困ったときの相談先は？
- (1) トラブルに巻き込まれたら、直ちに学務課〔TEL 048-585-6812〕へ連絡してください。
 - (2) (一財)日本消費者協会消費者相談室 TEL 03-5282-5319
<https://jca-home.jp/sodan/>
 - (3) 埼玉県消費生活支援センター熊谷 TEL 048-524-0999
<http://www.kokusen.go.jp/map/11/center0039.html>
 - (4) 最寄りの消費生活センター
4. 悪徳商法から身を守る7ヶ条
- (1) あいまいな返事をせず、きっぱり断る。
 - (2) 「無料」「あなただけ」「必ず儲かる」という言葉を疑う。
 - (3) 不審な電話、メール、サイトには関わらない。
 - (4) 本当に必要な商品か冷静に判断する。
 - (5) 契約書は必ず確認し、慎重に契約する。
 - (6) 分割金額だけで判断せず、総額を見る。
 - (7) 一人で悩まず、家族や大学窓口(学務課)に相談する。

6. 厚生施設

6. 1 温水プール施設「パティオ」について

深谷市の「アクアパラダイス・パティオ」は、年間を通じて利用することができる全天候型ウォーター・パークです。(住所：埼玉県深谷市榎合 763、TEL：048-574-5000)

本学の学生が「アクアパラダイス・パティオ」を利用する場合は、パティオの受付に学生証を提示し、利用料金800円(市民割引額)の半額を支払い、受付台帳に学籍番号を記入してください。

- 詳細は、以下の「アクアパラダイス・パティオ」のホームページを確認してください。

<https://patio.or.jp/>